

I 令和7年度宮城県立特別支援学校幼稚部入学者選考要項

令和7年度の宮城県立特別支援学校幼稚部の募集及び入学者の選考は、この要項の定めるところにより実施する。

なお、詳細については、各学校の募集要項を参照すること。

1 幼稚部設置学校名、出願資格及び募集定員等

(1) 宮城県立視覚支援学校 幼稚部

学 校 名	出願資格	学年等	募集定員
視覚支援学校	視覚障害があり、原則として保護者とともに県内に居住している者で、平成31年4月2日から令和4年4月1日まで生まれた者	3歳児	5
		4歳児	5
		5歳児	5

(2) 宮城県立聴覚支援学校 幼稚部

学 校 名	出願資格	学年等	募集定員
聴覚支援学校	聴覚障害があり、原則として保護者とともに県内に居住している者で、平成31年4月2日から令和4年4月1日まで生まれた者	3歳児	10
		4歳児	10
		5歳児	10
聴覚支援学校小牛田校	聴覚障害があり、原則として保護者とともに県内に居住している者で、平成31年4月2日から令和4年4月1日まで生まれた者	3歳児	5
		4歳児	5
		5歳児	5

2 出願手続

- (1) 出願に必要な書類は、志願先の県立特別支援学校長が交付する。
- (2) 志願者は、出願に必要な書類を志願先の県立特別支援学校長に請求する。
- (3) 志願者は、入学願書及び県立特別支援学校長が指定した書類を志願先の県立特別支援学校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書きの上、受検票送付用封筒1通(志願先の県立特別支援学校長が指定する大きさの封筒に簡易書留郵便料金分の切手を貼付し、保護者氏名、住所、郵便番号等を明記したもの。)と併せて、志願先の県立特別支援学校長に送付すること。

3 出願期間

出願期間は、令和6年12月3日(火)から令和6年12月10日(火)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日は受け付けない。

4 選考方法

- (1) 選考は、出願書類、教育相談の内容を基に、総合的に判断して決定する。
- (2) 選考場所については、出願先の各校において行う。

(3) 選考期日及び結果の発表

イ 各県立特別支援学校では、下記の期日に選考及び結果の発表を行う。

学 校 名	選 考 日	発 表 日
視覚支援学校		
聴覚支援学校	令和7年1月21日(火)	令和7年1月24日(金)
聴覚支援学校小牛田校		

- ロ 合格者の発表は、発表日の午後3時に学校ごとに行う。なお、結果に係る通知書の郵送を希望する場合は、結果通知用封筒1通（志願先の県立特別支援学校長が指定する大きさの封筒、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、保護者氏名、住所、郵便番号等を明記したもの。）を志願先の県立特別支援学校長に送付すること。
- ハ 志願先の県立特別支援学校長は、保護者へ選考結果通知書にて選考結果を通知する。
なお、結果についての問い合わせには応じない。
- ニ 入学を辞退する場合は、各校の手続きに従い、志願先の県立特別支援学校長に届け出る。

5 教育相談

- (1) 宮城県立特別支援学校幼稚部を志願する者は、出願日までに、原則として事前に教育相談を受けること。
- (2) 期日等については、事前に各校に問い合わせること。

6 その他

- (1) 県外に居住している者で以下の場合は、出願資格を有する。
- イ 保護者の転勤等に伴う一家転住によって住所を異動せざるを得ない場合。
- ロ その他特別な事情が認められる者。
- (2) 出願に係る手数料は、徴収しない。
- (3) 特別な事情により出願期間内に出願できなかった者については、志願先の県立特別支援学校長と県教育委員会が協議を行うものとする。

7 宮城県立特別支援学校幼稚部設置校一覧

学 校 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
視 覚 支 援 学 校	〒980-0011	仙台市青葉区上杉6-5-1	022-234-6333
聴 覚 支 援 学 校	〒982-0001	仙台市太白区八本松2-7-29	022-248-0648
聴覚支援学校小牛田校	〒987-0005	遠田郡美里町北浦字船入1	0229-32-2110